

実証対象となる法定監視業務について

本実証に公募するにあたっては、以下に記載する、実証対象となる法定監視業務に係る事項について確認し、その業務の代替や合理化に資する提案内容とすること。

1. 実証対象となる法定監視業務の内容を定める省令

(ア)「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第40条第2項第2号」

2. 法定監視業務の内容例

実証対象となる法定監視業務の一例を以下に示す。

(ア) 構造物が破損した場合、または一時的に火薬類を存置する場合等における、火薬類の盗難防止のための見張り

(イ) 構造物が破損した場合、または一時的に火薬類を存置する場合等における、火災発生防止のための見張り

3. 法定監視業務の現状を踏まえた技術要件(「2.2 実証の内容」(2)における技術要件)

本実証に係る装置等は、「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針(内規)」の第31章10に規定されている以下の要件と同等の性能を有すること。

- ・警鳴装置は、火薬類取扱所の扉が開いたとき又は扉に振動を与えたとき、警報が鳴る機能を有する装置であること。
- ・回路線が切断又は短絡した場合には、警報する装置が備えられていること。
- ・警鳴音量は、警鳴部及び本体から1mの距離で80 dB 以上であること。
- ・火薬類取扱所内に配線し電流を流す場合は、10 mA 以下であること。ただし、電流により発火又は爆発するおそれがない火薬類のみを存置する場合には、2Aまでとして差し支えない。
- ・警鳴装置の本体は、鉱業事務所等常時人のいる箇所に設置されていること。
- ・警鳴部は、火薬類取扱所の境界内に設置されていること。
- ・警鳴装置の作動状況をテストできる回路を有し、スイッチを入れたとき警報が鳴る回路が設けられていること。
- ・落雷等異常電流に対する保安装置が、避雷装置とは別に設けられていること。

4. 実証事業のイメージ

